

令和8年度 省エネルギー対策工場設備更新補助金

募集案内

本補助金の目的

以下の取り組みを通じて、区内全体の低炭素社会化に寄与します

- ① 省エネルギー設備への更新を支援することで、二酸化炭素（CO₂）の排出量を削減し、脱炭素化の促進を図ります
- ② 物価高やエネルギー価格高騰の影響を受ける中小企業の設備投資を後押しします

要綱などはHPに掲載されておりますので、併せてご確認ください。

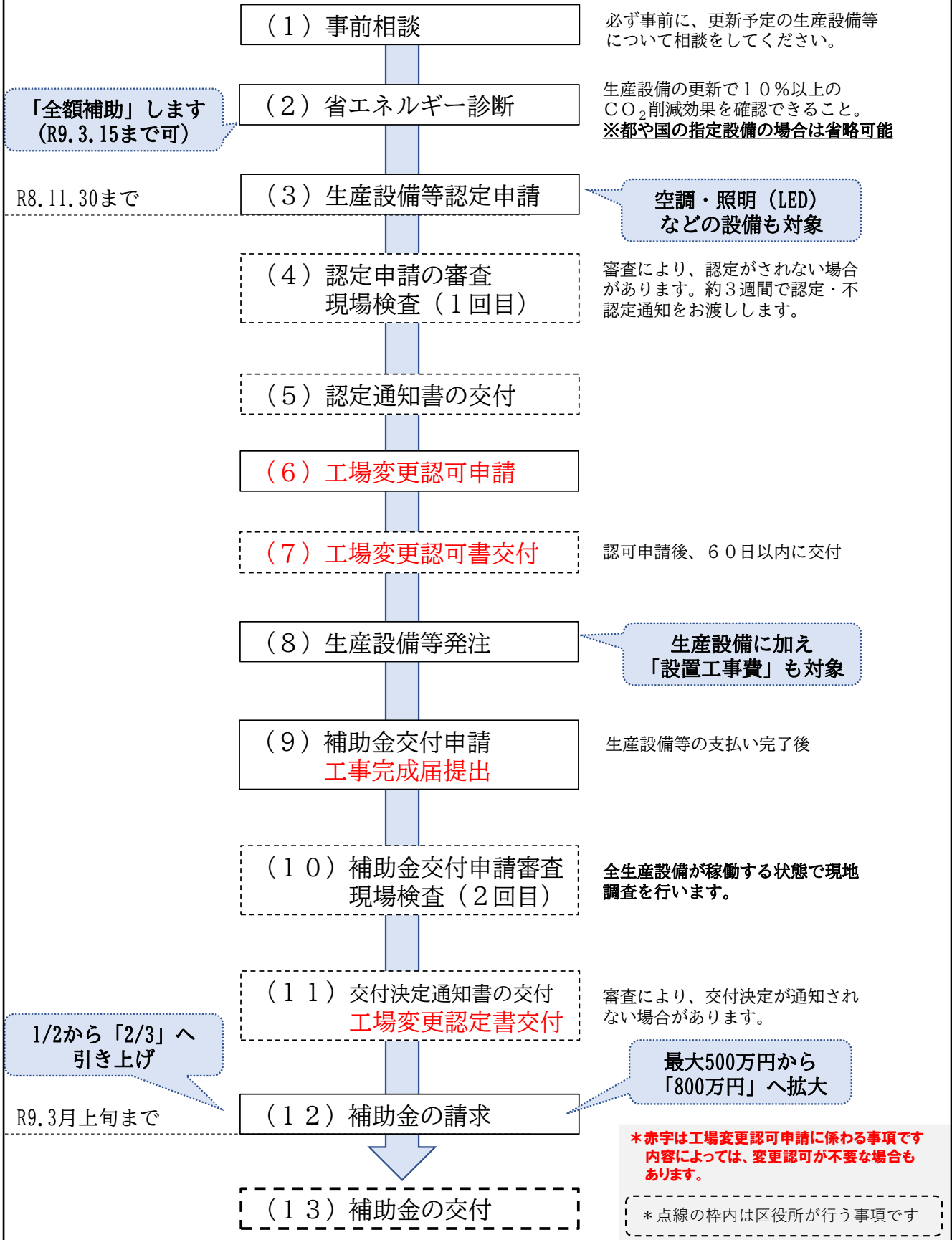


足立区環境部

生活環境保全課 公害規制係

発行日：R8.4

申請手続きの流れ (p.3~参照)



1 補助金の概要・目的

この補助金は、エネルギーを大量に消費する工場を有する中小企業者に対し、省エネルギー設備への更新に要する経費の一部を補助することにより、二酸化炭素（CO₂）排出量の削減等の脱炭素化を促進するとともに、物価・エネルギー価格高騰下における設備投資意欲を喚起し、もって区内の低炭素社会への転換に寄与することを目的としています。

2 補助金交付の主な留意事項

(1) 申請を希望する区内製造業の事業者は、更新する生産設備等^{※1}について事前相談のうえ、省エネルギー診断^{※2}を受けてください。

※1 生産設備等とは、認可工場に設置され、製造行為に関連し、電力または燃料を用いて使用される生産設備および空調設備（エアコン）や照明設備（LED）等をいう

※2 省エネルギー診断とは、東京都もしくは国による委託事業または補助金を受けて行う省エネルギー化推進のための診断等をいう

(2) 更新する生産設備等に関して記載のある省エネルギー診断費について補助金を交付します。

(3) 生産設備等の更新に対し、省エネルギー診断を受け、10%以上の省エネルギー化（CO₂削減）が見込めるもしくは指定設備^{※3}か確認してください。

※3 指定設備とは、更新する生産設備等において新規に、東京都知事が指定する都内の中小規模事業所における地球温暖化対策推進のための導入推奨機器または経済産業省・資源エネルギー庁のトップランナー基準を達成する製品を指します。

(4) (3) の要件を満たす生産設備等の導入に要する費用のうち、補助金交付限度額が決定した日以後に発生する購入費および設置工事費が補助金の対象になります。

(5) 生産設備等の設置を完了したものについて、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（以下、環境確保条例）の規制基準の遵守を現地で確認します。

(6) (5) の現地確認および領収書等支払い書類に不備がないものに対し、補助金を交付します。

3 補助対象外となる費用等

(1) 補助対象外となる費用

ア 撤去工事費

イ 工場内の作業場以外の場所に設置されている設備の諸費用

ウ 作業場の生産設備等に関係しない費用

(2) 支払い方法および契約形態に関して適合しないもの

ア 手形、小切手またはクレジットカードで支払った購入費

イ 法定通貨以外での購入費

ウ リース契約、割賦契約、賃貸借契約等により生産設備等の購入を予定している設備

(3) 手続き・時期・税務上の規定で用途から除かれるもの

ア 消費税相当額

イ 手続き上、「認定通知書の交付」より前に支出した購入費

ウ 申請に要する諸官庁届出費

※ 作業場以外で生産設備等が設置されていない事務室、衛生器具（トイレ・流し台等）、休憩室などに設置されている建具、窓、パソコン、スマホ、電話・通信設備、家庭用家電、日用品、生活雑貨、自動車、自転車、バイクなど

4 補助金の種類

	種類	補助額	補助率
1	省エネルギー診断費	上限なし	全額補助 (100円未満切り捨て)
2	生産設備等更新費 (購入費および設置工事費)	10万円～800万円	2/3以内 (1000円未満切り捨て)

※ 補助金の申請は1、2ともに先着順です（予算の範囲内でのみ受け付けます）。

5 申請要件

次の要件をすべて満たす場合、申請を行うことができます。

- (1) 対象の認可工場の事業が、日本標準産業分類（令和5年総務省告示第256号）における製造業であること。
- (2) 省エネルギー診断書に当該生産設備等に関する記載があり、その生産設備等の更新による二酸化炭素の削減効果が10%以上見込めること。もしくは、更新する生産設備等において新規に、東京都知事が指定する都内の中小規模事業所における地球温暖化対策推進のための導入推奨機器または経済産業省・資源エネルギー庁のトップランナー基準を達成する製品であること。
- (3) 更新前と同種の生産設備等に更新すること。
- (4) 5年以上継続して足立区内で使用する見込みがある生産設備等であること。
- (5) 区内で1年以上、同一の事業を営む個人または法人であること。
- (6) 対象の認可工場が、認定申請の日において環境確保条例に基づく工場設置認可を取得していること。
- (7) 当該生産設備等の導入後の工場が、環境確保条例に定める規制基準を満たしていること。
- (8) 住民税および事業税等の諸税を滞納していないこと。
- (9) 補助を受ける事業の内容について、国または地方公共団体もしくはこれらに準じる公的機関から類似する補助金の交付を受けていないことまたは受ける見込みがないこと。
- (10) 大企業が実質的に当該中小企業者の経営に参画していないこと。

※ その他の詳細な申請要件は要綱の第3条をご確認ください。

6 書類提出時の留意事項

- (1) 書類に不備または記載漏れ・提出漏れ等がないように記入してください。なお、申請時に提出する書類のすべてがそろっていない場合、書類は受理できませんので、ご注意ください。
- (2) 生産設備等の見込み額は、海外取引の場合、外貨支払の円換算については、当該外貨使用の際（見積りの際は見積書に記載された日付）の両替レートを適用する等、客観的に確認が可能な方法により計算してください。また、確認に必要な場合、日本語訳の添付が必要です。
- (3) 必要に応じて、補足説明となる資料を添付してください。
- (4) 返却する旨記載のあるものを除き、提出した書類・資料等は返却いたしません。
- (5) 申請書の提出を代理人に依頼する場合は、必ず委任状を作成のうえ、同時にご提出ください。
- (6) この補助金の申請にかかる費用（資料作成費、交通費など）はすべて申請者の負担とします。

7 申請手続きの流れ

(1) 事前相談

申請注意事項等の説明のため、申請前の相談（完全予約制）が必須です。

予約先：電話受付（TEL：03-3880-5304 / 生活環境保全課 公害規制係 9：00～17：00）

ア 出席者

- (ア) 代表者または社内の担当者（従業員）の出席が必要です。
- (イ) 代理人のみなど、内容を説明できる方の出席がない場合は再相談となります。

イ 必要な書類

- (ア) 相談票、購入予定設備の資料（生産設備等関連）
- (イ) 工場の案内図、配置図、平面図等の現状に関する資料
※ 環境確保条例に関する手続きの相談も併せて行います。

(2) 省エネルギー診断

ア 省エネルギー診断の受診もしくは指定設備であるかの確認

生産設備等の更新に対し、省エネルギー診断を受け、10%以上の省エネルギー化（CO₂削減）が見込めるもしくは指定設備^{※3}か確認してください。なお、省エネルギー診断の費用は次項のとおり、補助申請が可能です。

イ 省エネルギー診断費交付申請時に提出する書類

書類は原本1部およびコピー1部をセットにしてお持ちください。

2～4の原本は確認後返却します。

	提出書類	個人事業者	法人
1	省エネルギー診断費補助金交付申請書	○	○
2	省エネルギー診断費用を支払ったことがわかる書類（領収書その他）	○	○
3	生産設備等に関する見積書 （明細書など見込み額を証明するもの）	○	○
4	省エネルギー診断書※4	○	○

※4：生産設備等の省エネルギー効果の明記が必須。

ウ 省エネルギー診断費交付申請の受付期間等

（ア）受付期間

令和8年4月1日（水）～令和9年3月15日（月）

（土日祝日を除く、午前8時30分～午後5時）

（イ）注意点

受付期間を過ぎた場合は一切受け付けできません。また、申請書の提出順に審査を行い、予算額に達し次第、補助を終了します。なお、現在の予算執行状況は、ホームページでお知らせしておりますのでご確認ください。

エ 省エネルギー診断費交付申請の書類審査

提出された交付申請が【5 申請要件】に記載の事項を満たしているか書類審査します。

オ 省エネルギー診断費交付決定通知書の送付（審査結果の通知）

審査結果は、区から申請者あてに「省エネルギー診断費補助金交付決定通知書（以下、交付決定通知書）」もしくは「省エネルギー診断費補助金不交付決定通知書（以下、不交付決定通知書）」により通知します。

（ア）「交付決定通知書」を受け取った場合

本通知を受けた事業者は、「省エネルギー診断費補助金交付請求書兼口座振込依頼書」によって速やかに補助金の交付請求を行ってください。

（イ）「不交付決定通知書」を受け取った場合

審査結果や認定理由等に関するお問合せには一切応じられません。

(3) 生産設備等認定申請

ア 申請時に提出する書類

書類は原本1部およびコピー1部をセットにしてお持ちください。

4、6～10の原本は確認後、返却します。

	提出書類	個人事業者	法人
1	省エネルギー対策工場設備更新補助金申請書 (様式第5号)	○	○
2	確認書 (様式第5号 別紙)	○	○
3	生産設備等に関する見積書 ^{※5} (明細書など見込み額を証明するもの)	○	○
4	省エネルギー診断書 ^{※4、※5} または 生産設備等が指定設備であることを証明できるもの	○	○
5	申請者の住民票の写し ^{※6、※7}	○	
6	直近の住民税の納税を証明できるもの ^{※8}	○	
7	直近の個人事業税の納税を証明できるもの ^{※8}	○	
8	履歴事項全部証明書 ^{※6}		○
9	直近の法人住民税の納税を証明できるもの ^{※8}		○
10	直近の法人事業税の納税を証明できるもの ^{※8}		○

※5：提出書類は省エネルギー診断費補助の交付申請時に提出した同様のものは省略できません。

※6：続柄、本籍、個人番号が省略されているもの。

※7：発行後6ヵ月以内のもの。

※8：納税証明書・領収証・引落口座の通帳など。非課税の場合は課税証明書のいずれかを提出してください。

イ 生産設備等認定申請の受付期間等

(ア) 受付期間

令和8年4月1日(水)～令和8年11月30日(月)

(土日祝日を除く、午前8時30分～午後5時)

(イ) 注意点

受付期間を過ぎた場合は一切受け付けできません。また、認定申請書の提出順に審査を行い、予算額に達し次第、補助を終了します。なお、現在の予算の執行状況はホームページでお知らせしておりますのでご確認ください。

(4) 認定申請(省エネルギー対策工場設備更新補助金申請)の書類審査

提出された申請について、【5 申請要件】に記載の事項を満たしているか書類審査します。また、原則として現場検査を行い、現状確認をさせていただきます。

(5) 認定通知書の交付

ア 認定通知書または不認定通知書の交付

審査結果は、区から申請者あてに「省エネルギー対策工場設備更新補助金認定通知書(以下、認定通知書)」もしくは「省エネルギー対策工場設備更新補助金不認定通知書(以下、不認定通知書)」により通知します。

(ア) 「認定通知書」を受け取った場合

- ① 設備を導入し、対象経費を支払った後に、交付申請書を提出します。
- ② 審査の結果、補助対象経費が見積書等記載の金額に満たないことがあります。
- ③ 申請時よりも補助対象経費の支払い額が上回った場合でも、認定通知書に記載された金額が交付限度額です。
- ④ 審査結果や認定理由等に関するお問合せには一切応じられません。
- ⑤ 環境確保条例に基づく手続きが必要な場合は必ず申請してください。

(イ) 「不認定通知書」を受け取った場合

審査結果や認定理由等に関するお問合せには一切応じられません。

イ 認定通知書を受領した後の申請内容に関する取扱い

「認定通知書」に記載の生産設備等について軽微な変更が発生する場合は、まずは当課にご相談ください。その後、「省エネルギー対策工場設備更新補助金事業計画変更申請書」を提出する必要があります。なお、この変更により交付限度額が減少することはありますが、増額することはありません。

また、生産設備等を大幅に変更する場合は、当初の認定を取り下げ、その後再度認定申請の取り扱いとなります。

(6) 工場変更認可申請

生産設備等の更新が環境確保条例の変更要件に該当する場合は、変更認可申請を行ってください。

(7) 工場変更認可書交付

(6) の認可申請を行われた場合、環境確保条例に基づく認可書を交付します。

(8) 生産設備等発注

生産設備等の発注、設置後の取引先への支払い方法について

ア 原則として申請時に見積もった費用の支払い（取引先への支払い等）は、金融機関または郵便局からの振込払いとします。

イ 支払先（取引先など）から必ず領収書の発行を受けてください。

※ 振込による支払いができない場合（現金払いなど）は、補助対象経費として認められませんのでご注意ください。

(9) 補助金交付申請

申請時に提出する書類

ア 提出書類

① 省エネルギー対策工場設備更新補助金交付申請書

② 通帳または振込明細書などの振り込み支払いの履歴が確認できるもの

③ 領収書

※ 支払行為の内容・時期が確認できない場合は、原則、補助対象外になります。

イ 提出時期

提出書類は、補助金の対象経費の支払い完了後に提出してください。

ウ 工事完成届の提出

環境確保条例に基づく変更認可申請を行った場合は、同条例に基づく工事完成届出書の提出をお願いします。

(10) 補助金交付申請の審査

ア 現場検査（2回目）

(9) の書類提出後、工場を訪問させていただき、申請した設備が導入されていることを確認します。原則、工場内のすべての設備が稼働していること、環境確保条例における規制基準を遵守することが必要となりますので、ご注意ください。

イ 書類等の審査

提出された「交付申請書」等について、支払い等の状況について確認を行います。

(1 1) 交付決定通知書の交付

審査の結果に基づき、区から申請者あてに「補助金交付決定通知書」により通知します。本通知をもって交付対象者の決定とし、併せて補助金の交付決定額もお知らせします。

審査の結果、補助金額が申請時の交付限度額に満たないことがあります。

(1 2) 補助金の請求

「補助交付決定通知書」を受けた事業者は、「補助金請求書兼口座振込依頼書」により、区の指定した期日までに補助金の交付請求を行ってください。

(1 3) 補助金の交付

補助金は原則として指定された金融機関口座^{※9}への振り込みによる一括払いで、区から交付されます。振込先口座は「補助金交付請求書兼口座振込依頼書」に記入していただいた申請者名義（個人事業主の場合は本人名義、法人の場合は会社名義）になります（それ以外の口座は指定不可）。

※9 金融機関とは、銀行・信用金庫・信用組合・農協・ゆうちょ銀行のいずれかをいう。

8 処分の制限について

補助金の交付を受けた生産設備等には処分の制限が発生し、補助金交付翌年度の4月1日から5年以内に処分^{※10}することは原則できません。

5年以内にやむを得ず処分する必要がある場合は、事前に詳細をお問合せ先までご相談ください。

※10 処分とは、売却、譲渡、交換、名義変更、貸し付け、廃棄、担保に供すること等をいう。

9 区内の移転について

補助金の対象となった生産設備等の使用の本拠地を、5年以内に区内の他の認可工場に移転する場合は、区の事前承認が必要です。

この場合、移転先の認可工場に関して、認可および認定等の手続きを行う必要があります。その他条件もございますので、事前に詳細をお問合せ先までご相談ください。

10 補助金交付後の留意事項

(1) 補助金の交付を受けた後、区から報告等を求められた場合は、区の指定した方法により状況を報告することになります。

(2) 次のア～カに該当した場合、補助金の交付決定の全部または一部を取り消すこととなります（補助金交付候補となっている場合は、補助金交付候補の決定を取り消します）。また、すでに交付された補助金の場合は、足立区補助金等交付事務規則に基づき、交付した補助金額の全額または一部を返還していただくことがあります。

ア 足立区省エネルギー対策工場設備更新補助金交付要綱で定める交付要件を欠いたとき

イ 補助対象となった経費以外の用途に使用したとき

- ウ 区が求めた書類、証明書等の提出がなされなかったとき
 - エ 区に提出した申請書、添付資料等に虚偽の記載をしたことが判明したとき
 - オ 事業内容の変更、活動の中止または廃止等について、区への届出を行わなかったとき
 - カ この募集案内に記載された事項に違反したと認められるとき
- (3) 補助金交付の認定を受けた計画を中止または変更する場合は、速やかに区の指定する様式による届出が必要です。事前にお問合せ先までご連絡ください。
- (4) 補助金の交付を受けた計画に関する帳簿や支出根拠等の証拠書類は、交付日の属する会計年度の終了後から5年間、管理・保管する義務を負っていただきます。
- (5) 補助金の交付を受けた計画内容（個人情報・機密事項を除く）の概略を、区は広報等で公表する場合があります。

【提出先およびお問合せ先】

足立区役所 環境部 生活環境保全課 公害規制係

〒120-8510 足立区中央本町1-17-1 足立区役所 南館11階

電話 03-3880-5304 FAX 03-3880-5604

記載例

提出日

様式第1号(第8条関係)

令和8年●●月××日

(提出先) 足立区長

住所(又は所在地)

〒●●●-××××

足立区中央本町1-17-●

申請者氏名(個人事業主名又は法人名及び代表者名)

株式会社足立製造所 代表取締役 足立 太郎

省エネルギー診断費補助金交付申請書

省エネルギー対策工場設備更新補助金交付要綱に基づき、省エネルギー診断費補助金の交付を受けたいので、関係書類を添え、下記のとおり申請します。

現在事業場にある生産設備等をご記載ください

1 対象設備名

××××-●●

2 省エネルギー診断費用(税抜) *申請者が負担した額

●●●●● 円

3 補助金申請額

¥	●	●	●	●	●
---	---	---	---	---	---

*補助金額は省エネルギー診断費用(税抜)の全額(100円未満切捨て)

4 確認事項

- 足立区環境部生活環境保全課に事前相談を行った。
- 省エネルギー診断報告書に更新予定の生産設備等に対する二酸化炭素の削減量が記載されている。
- 特段の理由がある場合を除き、本補助金の生産設備等の設備更新の手続きを行う。

本請求の掲載事項について、誤字、脱字等の軽微な訂正については、区役所職員が行うことに同意します。

申請者名 **株式会社足立製造所 代表取締役 足立太郎**

会社名・役職・申込者氏名(個人事業主の場合は氏名のみ)をご記載ください

提出日

令和8年●●月××日

記載例

(第11条関係)

(提出先) 足立区長

住所 (又は所在地)

〒 ●●●-××××

足立区中央本町1-17-●

申請者氏名 (個人事業主名又は法人名及び代表者名)

株式会社足立製造所 代表取締役 足立 太郎

申請者電話番号 (日中の連絡先)

03-3880-5304

省エネルギー対策工場設備更新補助金申請書

1 企業概要

事業形態	1. 個人事業 2. 有限会社 3. 株式会社 4. その他 ()
設備設置先住所	足立区中央本町●-×-△
事業場名	足立製造所
設立日	令和●年 ●月 ×日
資本金	■ 万円 (個人事業主は無記入)
役員・従業員数	合計 ● 名 〔役員 ■ 名、従業員 (正社員) ■ 名 (アルバイト等) 名〕
初回認可年月日	令和 ■ 年 ● 月 × 日
対象設備名	①×××-●● ②△△△-□□
事前相談した日	令和●年×月■日
補助金交付希望額*	●●●万円
補助対象費用	×××万円

個人事業主：開設日
法人：法人登記日

型式名など設備を
識別できるものを記載

* 補助対象費用×2/3<上限800万円>
(補助金対象施設の名称・住所・対象設備名を公表する場合があります。)

2 他の助成金・補助金受給状況

(1) 本補助金の申請内容について、他の助成金・補助金を受けたり、申請することはありますか？
またはありましたか？（該当□に✓を記入）

- ない・予定もない。
- 申請を行う予定がある。
- 申請を行ったが現在審査中である。
- 申請を行ったが不採択だった。
- 申請した結果、採択された。

(2) 上記（1）において、「ない・予定もない。」以外に✓を付けた方のみ、内容を記入してください。

補助金・助成金等の名称： _____ 実施機関の名称： _____

審査の結果（該当□に✓を記入）

- 採択された
- 採択されなかった
- 審査中又は審査を受ける予定

3 担当者

担当者役職・氏名	●●●●
電話番号	××××
e-mail	■■■■@△△△△

本申請の記載事項に関する誤字、脱字等の軽微な訂正については、区役所職員が行うことに同意します。

申請者名 **株式会社足立製造所 代表取締役 足立太郎**

同意する場合、会社名・役職・申込者氏名（個人事業主の場合は氏名のみ）をご記載ください